

新規加入予定者における運転者記録証明書等の提出についての申し合わせ

平成 28 年 3 月 15 日
一般社団法人東京都個人タクシー協会

標記について、会員全体において下記のとおり申し合わせる。

記

個人タクシー事業者による悪質な行為が度重ねて発生しており、本来、優秀適格者である個人タクシーの社会的信用を失墜しかねない状況である。

関東運輸局長からは三度にわたり「タクシー業務適正化事業の着実・円滑な遂行について」の通達が発せられ、関係法令等の遵守について周知徹底を図り、再発することがないように実効性のある再発防止に万全を期しているところである。

ついでには、既存事業者に対する啓蒙はもとより、新たに個人タクシーとして当協会傘下の団体に加入しようとする者についても、関係法令遵守の高い意識が求められることから、団体加入申し込みの意思のある者に対しては、下記の公益財団法人東京タクシーセンター発行の「運転者記録証明書」等の提出を義務付けるものとする。

なお、加入承認の是非については、当該団体において判断するものとする。

記

【運転者記録証明書】

- (1) 運転者の証明制度に基づき、表彰及び街頭指導・苦情事案の記録について証明される。
- (2) タクシー乗り場等適正運営推進制度の規制違反については、累積点数 2 点以上の場合に記載される。
- (3) 証明期間は発行日から過去 5 年間。
- (4) 多摩地区は対象外とする。

【登録運転者業務経歴証明書】

- (1) 業務中の重大な事故の有無・登録の取り消しの有無・講習の命令の有無等行政処分の内容について証明される。
- (2) 証明期間は発行日から過去 2 年間。
- (3) 多摩地区においては、東京ハイヤー・タクシー協会三多摩支部タクシー運転者登録センター発行のもの。

以上